

# 公共事業前の埋蔵文化財の諸手続き ガイド

## 1. 公共事業にかかる埋蔵文化財の規制とは…？

審査対象

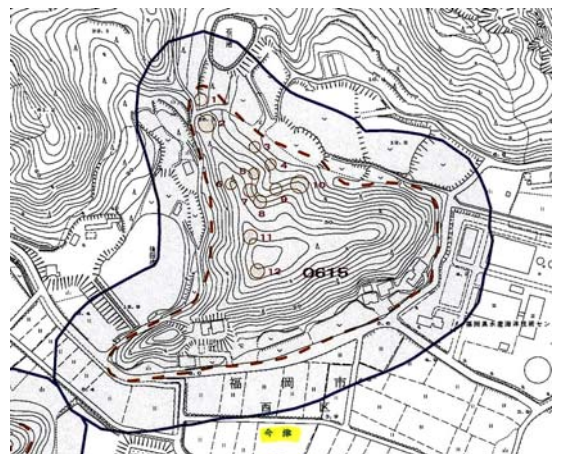
事業予定地が、包蔵地「内」「隣接地」 の場合です

包蔵地「内」 = 「周知の埋蔵文化財包蔵地」  
「隣接地」 = 包蔵地の隣接幅 50m 以内 )

事業計画策定時に  
当課に通知が必要

文化財保護法第 94 条

国の機関・地方公共団体又は地方公共団体の設立に係る法人で  
政令に定めるもの（以下「国の機関等」）（中略）は、  
当該発掘（注：発掘＝工事）に係る事業計画の策定に当たって、  
あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。



--- の内側 = 包蔵地内  
— の内側 = 隣接地内

ただし…

埋蔵文化財を不時発見した場合、事業の遅延につながるため…

事業予定地が、包蔵地の「外」 の場合でも、  
道路事業（拡幅を含む）・治水事業・埋め立て造成 は、  
当課と協議が必要な場合があります

恒久的工作物 や 大規模事業 など

- 文化財保護法第 97 条 出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したとき  
国の機関等が前条第 1 項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第 92 条第 1 項又は  
第 99 条第 1 項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、  
その旨を文化庁長官に通知しなければならない。
- 平成 9 年 庁保記第 183 号 文化庁次長通知 公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について
- 平成 10 年 庁保記第 75 号 文化庁次長通知 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

## 2. 手続きの手順と流れ

### (1) 事業照会

- [ ① 埋文課 ] 毎年度7月に、各事業課を対象として、次年度に計画されている公共事業について照会を行います
- [ ② 事業課 ] 照会文書が届いたら、**事業計画表** に必要事項を記入のうえ、当課までご返送ください

平成20年度事業計画表

記入例

事業年度	事業名	関係場所	用途	概算面積	事業費	建設年度	建設年度	建設年度	備考
20-	1 ○○地区環境整備	○○区○○町○○番	環境整備	10,000㎡	1025.8	1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	2 ○○公園整備事業	○○区○○町○○番	公園	1,000㎡	1025.8	1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	3 ○○地区再開発事業	○○区○○町○○番	商業	2,000㎡	1025.7	1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	4 ○○地区土地活用整備事業	○○区○○3丁目	宅地	100,000㎡	1025.8	1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	5 △△地区建設	△△区△△△	分譲住宅	50,000㎡	1025.9	1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	6 ヲヲヲヲ建設改良工事	ヲヲヲ 1丁目ヲヲヲ番地	道路	1,000㎡ 4,000㎡	1025.10	1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	7 ○○(○○)丁目地区下水道 工事	○○区○○1丁目	下水道	○㎡ 1,120㎡	1025.11	1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	8 ○○○中学校プール改修工事	○○区○○1丁目○○番○号	学校施設	2,000㎡	1025.12	1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	9	区				1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度
20-	10	区				1	1	1	1. 建設年度 2. 建設年度 3. 建設年度

【交付図書】 1. 位置図 2. 計画図

※ 事業照会時以外でも随時照会を受け付けておりますので、事業が決まり次第ご連絡ください



### (2) 埋蔵文化財の手続き — 事前審査依頼の提出

- [ ③ 埋文課 ] 事業計画表に基づいて次年度事業が、埋蔵文化財の審査の対象かどうかを確認し、事前審査および94条通知の要・不要について回答します
- [ ④ 事業課 ] 回答書の指示にしたがって、下記に示す**事前審査依頼 (A)** と**94条通知 (B)** および**必要図面** をご提出ください

#### 提出すべき通知書類

**A 事前審査依頼** (埋蔵文化財の事前審査について (依頼)) + **位置図・現況図・工事概要図**  
**B 94条通知** (埋蔵文化財発掘の通知について)

※ Bの書類は、事業予定地が「隣接地」「包蔵地外」の場合は提出の必要はありません。

**A**

第 号  
平成 年 月 日

福岡市経済観光文化局  
文化財部埋蔵文化財審査課長

申請者 課長

埋蔵文化財にかかる事前審査について (依頼)

下記事業地における埋蔵文化財発掘の事前審査をお願いいたします。

記

1. 事業名
2. 事業地
3. 工事面積
4. 開発用途 (目的)
5. 工事予定日 (年月日)
6. 連絡先・担当
7. 添付図面 (1/4,000~1/10,000)  
 (1) 位置図 (1/250~1/500: 事業範囲、状態可能範囲を明記)  
 (2) 現況図 (1/250~1/500: 事業範囲、状態可能範囲を明記)  
 (3) その他必要図面 (平面図、横断面図、基礎伏図、基礎断面図、地盤改良、切下、掘土等がある場合はその概要及び施工図)  
 ※ 添付書類は全て揃わなくても、位置図と現況図だけでも願えば、早めに提出してください。
8. 審査番号  
(事業照会回答事業の場合)

**B**

第 号  
平成 年 月 日

福岡県教育委員会教育長 殿

住所

氏名等

埋蔵文化財発掘の [ 届出・通知 ] について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のため発掘を実施したいので、文化財保護法 (昭和25年法律第214号) [ 第93条第1項・第94条第1項 ] の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり [ 届出・通知 ] します。

※ これらの書類は、事前審査の要・不要を回答する際 (③) に、当課から事業課へ送付いたします

※ 公有財産の売却の際に、文化財の有無について文書が必要な場合も、書類を提出してください



【 審査のポイント 】

- 土木工事の根切りの深さ
- 文化財の埋蔵されている深さ
- 恒久的工作物かどうか

### (3) 埋蔵文化財の手続き — 書類審査

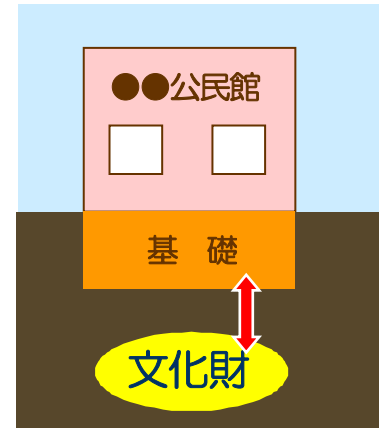
[ ⑤ 埋文課 ] 公共事業が埋蔵文化財に与える影響を、A・B・必要図面 に基づいて審査し、指導内容を回答します

**！注意！** 審査を経なければ、工事には着工することができませんのでご注意ください

工事が文化財に影響をおよぼさないと判断できる場合

「慎重工事」と回答します  
慎重に工事を実施してください

→ 工事着工可能です



工事が文化財を破壊する可能性が否定できない場合

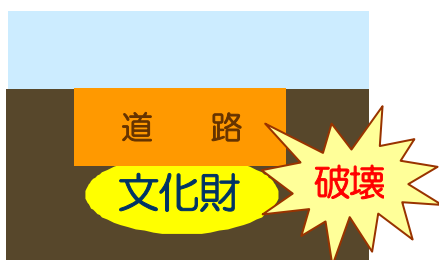


「b. 工事立ち会い」と回答します

工事による埋蔵文化財への影響がないかどうか確認するために、工事の際に 職員が立ち会います

工事着手1週間前までに、施工日時について当課係員と協議してください

工事が文化財を破壊する可能性がある場合 または 工事が「恒久的工作物」である場合



「c. 要試掘」と回答します

重機で地面を掘削し、文化財の有無を直接確認する「試掘調査」が必要です

試掘日時について、当課係員と協議してください

【 試掘には以下の条件が必要です 】

- 試掘調査を実施するのは、用地買収および福岡市への土地の引き渡し終了した土地に限ります
- 原則として更地の状態で行いますので、樹木・埋設物等の障害物がある場合は試掘調査できません
- 舗装している場合は、事業課の負担で試掘箇所にカッターを入れる必要があります ( ※ 当課では、舗装等の現状復旧等もできません )
- 周辺住民への挨拶まわりと、試掘への事業課職員の立ち会いをお願いします

# 埋蔵文化財発掘調査の予算について

- 発掘調査経費は、原則的に事業者負担
- 埋蔵文化財関連事業に関連する支出は、基本的に2ヶ年におよびます  
(調査の翌年度に報告書作成業務が行われるため)

[平成10年 庁保記第75号 文化庁次長通知]

(一) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、(中略) 開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

(二) 事業者負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費(機械器具の借損料、立入補償費等を含む。)、出土文化財の整理等に要する経費(応急的な保存処理のための費用を含む。)、報告書作成費等である。



次年度に計画している事業の予算要求時に、発掘調査経費も計上することが必要

予算措置がない場合、発掘調査が実施できず、事業が遅れる可能性があります！

[埋蔵文化財審査課では…]

予算要求前に事業照会を行うことによって、発掘調査の必要性がある公共事業を把握し、必要に応じて、事業課に対して **発掘調査費用の概算書を提示** しています

公共事業の円滑な遂行と埋蔵文化財の保護にご協力ください！！



福岡市役所 14階

〒810-8621 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市経済観光文化局 埋蔵文化財審査課

TEL: 092-711-4667 (内線3821)

FAX: 092-733-5537

MAIL: maibunnsyoukai@city.fukuoka.lg.jp